犯罪化、移民を密入国させることの防止措置、国際協力等につき規定するものである。この議定書は、前文、本文二五箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1　国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約との関係（第一条関係）

(一)　この議定書は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足するものであり、同条約とともに解釈される。

(二)　同条約の規定は、この議定書に別段の定めがある場合を除くほか、この議定書について準用する。

(三)　第六条の規定に従って定められる犯罪は、同条約に従って定められる犯罪とみなす。

2　目的（第二条関係）

この議定書の目的は、密入国の対象となった移民の権利を保護しつつ、移民を密入国させることを防止し、及びこれと戦い、並びにこのために締約国間の協力を促進することにある。

3　用語（第三条関係）

(一)　「移民を密入国させること」とは、金銭的利益その他の物質的利益を直接又は間接に得るため、締約国の国民又は永住者でない者を当該締約国に不法入国させることをいう。

(二)　「不法入国」とは、受入国への適法な入国のために必要な条件に適合することなく国境を越えることをいう。

(三)　「不正な旅行証明書又は身分証明書」とは、次のいずれかの旅行証明書又は身分証明書をいう。

(1)　国のために旅行証明書又は身分証明書を作成し、又は発給する権限を適法に与えられた者又は機関以外の者により、偽造され、又は重要な事項において変造されたもの

(2)　虚偽の表示、腐敗行為、強迫その他不法な手段により、不正に発給され、又は取得されたもの

(3)　正当な所持者以外の者によって用いられているもの

4　適用範囲（第四条関係）

この議定書は、別段の定めがある場合を除くほか、第六条の規定に従って定められる犯罪であって、性質上国際的なものであり、かつ、組織的な犯罪集団が関与するものの防止、捜査及び訴追並びに当該犯罪の対象となった者の権利の保護について適用する。

5　移民の刑事上の責任（第五条関係）

移民は、第六条に規定する行為の対象となった事実により、この議定書の下で刑事訴追されることはない。

6　犯罪化（第六条関係）

(一)　締約国は、故意に行われた行為であって金銭的利益その他の物質的利益を直接又は間接に得ることを目的とする次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(1)　移民を密入国させること。

(2)　移民を密入国させることを可能にする目的で、不正な旅行証明書又は身分証明書を製造し、入手し、提供し、又は所持すること。

(3)　(2)の手段その他の不法な手段により、自国民又は自国の永住者でない者が、適法に滞在するために必要な条件に適合することなく自国に滞在することを可能にすること。

(二)　締約国は、自国の法制の基本的な概念に従うことを条件として、(一)に従って定められる犯罪の未遂等を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(三)　この議定書のいかなる規定も、締約国が自国の国内法により犯罪を構成する行為を行った者に対して措置をとることを妨げるものではない。

7　協力（第七条関係）

締約国は、海洋に関する国際法に従い、海路により移民を密入国させることを防止し、及び抑止するため、可能な最大限度の協力を行う。

8　海路により移民を密入国させることを防止する措置（第八条関係）

(一)　締約国は、自国の国籍を有する船舶が、海路により移民を密入国させることに関与していると疑うに足りる合理的な理由を有する場合には、移民を密入国させるためにこれらの船舶が用いられることを抑止するに当たり、他の締約国の援助を要請することができる。

(二)　締約国は、国際法に基づく航行の自由を行使する船舶であって他の締約国の旗を掲げ、又は登録標識を表示するものが海路により移民を密入国させることに関与していると疑うに足りる合理的な理由を有する場合には、その旨を旗国に通報し、及び登録の確認を要請することができるものとし、これが確認されたときは、当該船舶について適当な措置をとることの許可を旗国に要請することができる。

9　保障措置に関する条項（第九条関係）

締約国は、第八条の規定に従い船舶に対する措置をとる場合には、乗船者の安全及び人道的な取扱いを確保する。船舶は、第八条の規定に基づいてとられた措置に根拠がないことが証明され、かつ、当該措置を正当とするいかなる行為も行っていなかった場合には、被った損失又は損害に対する補償を受ける。

10　情報（第一〇条関係）

締約国は、この議定書の目的を達成するため、自国の法律上及び行政上の制度に従い、第六条に規定する行為を行う組織的な犯罪集団によって利用されていると知られている乗込地及び目的地等に関する情報を締約国間で交換する。

11　国境措置（第一一条関係）

締約国は、可能な範囲内で、移民を密入国させることを防止し、及び探知するために必要な国境管理を強化する。締約国は、商業運送業者によって用いられる輸送手段が第六条1(a)の規定に従って定められる犯罪の実行に利用されることを可能な範囲内で防止するため、立法その他の適当な措置をとる。

12　文書の安全及び管理（第一二条関係）

締約国は、利用可能な手段の範囲内で、自国が発給する旅行証明書等が容易に悪用されず、かつ、容易に偽造されない品質であることを確保するために必要な措置をとる。

13　文書の正当性及び有効性（第一三条関係）

締約国は、他の締約国から要請があった場合には、自国の国内法に従い、合理的な期間内に、自国の名において発給された旅行証明書であって第六条に規定する行為を行う目的で使用されている疑いがあるもの等について、その正当性及び有効性を確認する。

14　訓練及び技術協力（第一四条関係）

(一)　締約国は、第六条に規定する行為の防止及びその行為の対象となった移民の人道的な取扱いに関し、この議定書に規定する移民の権利を尊重しつつ、出入国管理の職員その他の関係職員を専門的に訓練し、又はその訓練を強化する。

(二)　関連の専門知識を有する締約国は、第六条に規定する行為の対象となった者が所在し、又は通過することが頻繁である国に対し、技術援助を提供することを考慮する。

15　その他の防止措置（第一五条関係）

締約国は、第六条に規定する行為が、利益を得るために組織的な犯罪集団により頻繁に行われる犯罪活動であるという事実及び関係する移民に重大な危険をもたらすという事実について公衆の意識を向上させるため、広報事業計画を定め、又は強化することを確保するための措置をとる。

16　保護及び援助に関する措置（第一六条関係）

締約国は、この議定書の実施に当たり、国際法に基づく義務に従い、第六条に規定する行為の対象となった者の権利であって適用可能な国際法に基づいて与えられるものを保全し、及び保護するため、すべての適当な措置をとる。

17　密入国の対象となった移民の送還（第一八条関係）

(一)　締約国は、不当に遅滞することなく、第六条に規定する行為の対象となった者であって、自国民であるもの又は送還する時点で自国に永住する権利を有するものの送還を容易にし、及び受け入れることに同意する。

(二)　第六条に規定する行為の対象となった者の送還に関係する締約国は、秩序ある方法で、かつ、その者の安全及び尊厳に妥当な考慮を払いつつ、その送還を行うためにすべての適当な措置をとる。

18　保留条項（第一九条関係）

この議定書のいかなる規定も、国際法の下における国家及び個人の他の権利、義務及び責任に影響を及ぼすものではない。この議定書に規定する措置は、第六条に規定する行為の対象であることを理由に人を差別的に取り扱うことがないように解釈され、かつ、適用される。

19　紛争の解決（第二〇条関係）

締約国は、この議定書の解釈又は適用に関する紛争を交渉によって解決するよう努める。交渉によって合理的な期間内に解決することができないものは、仲裁に付される。仲裁の要請の